

(別紙)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 受託者は、本契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4条 受託者は、桜井市の指示がある場合を除き、本契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は桜井市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第5条 受託者は、本契約による業務に関して知り得た特定個人情報等を事業所内から持ち出してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第6条 受託者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第7条 受託者は、本契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 受託者は、本契約による業務の従事者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8条 受託者は、本契約による業務を処理するために桜井市から引き渡された個人情報
が記録された資料等を桜井市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第9条 受託者は、桜井市の許諾を得た場合に限り、本契約による業務の全部又は一部を第
三者に再委託することができるものとする。

(資料等の返還等)

第10条 受託者は、本契約による業務を処理するために、桜井市から提供を受け、又は受
託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本契約の完了後、
直ちに、桜井市に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、桜井市が別に指示し
たときは、当該指示に従わなければならない。

(特定個人情報等を取り扱う従事者の明確化)

第11条 受託者は、その従事者に特定個人情報等を取り扱わせるにあたっては、必要最小
限の従事者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従事者及びその取り扱う特定個
人情報等の範囲を明確にしなければならない。

(取扱状況等についての指示等)

第12条 桜井市は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及び本契約の
遵守状況について、受託者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提
出を求め、又は実地の調査をすることができるものとする。この場合において、受託者は、
拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第13条 受託者は、個人情報の漏えい等その他の本契約に違反する事態が生じ、又は生ず
るおそれのあることを知ったときは、速やかに、桜井市に報告し、必要な調査、再発防止
のための措置等について桜井市の指示に従わなければならない。

(損害賠償等)

第14条 受託者は、その責めに帰すべき事由により、本契約による業務の処理に関し、桜
井市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の
責めに帰すべき事由により、桜井市又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

2 桜井市は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契
約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。